

(記載例)

様式第三十九(一) (第七十条関係)

化粧品製造販売届書

製造販売業の許可の種類		化粧品製造販売業許可	
製造販売業の許可番号及び年月日		、平成 年 月 日 (許可証に記載されている有効期間の始期年月日)	
名称	一般的名称	(記載不要)	
	販売名	記載に関する注意事項へ	
成分及び分量又は本質		(省略する場合、記載省略と記入)	
製造方法		(製造所ごとの製造工程の範囲を簡潔に記載)	
用法及び用量		(省略する場合、記載省略と記入)	
効能又は効果		(省略する場合、記載省略と記入)	
貯蔵方法及び有効期間		(省略する場合、記載省略と記入)	
規格及び試験方法		(省略する場合、記載省略と記入)	
製造販売する品目の製造所	名称	所在地	許可又は認定の区分
	名称	所在地	許可又は認定番号
原薬の製造所	名称	所在地	許可又は認定番号
	名称	所在地	許可又は認定番号
備考			

「販売名」記載に関する注意事項

(a) 製品の販売名(色調又は香調を表す部分を除く販売名が同じであり、色調又は香調以外の性状が著しく変わらない場合(以下「シリーズ商品」という。))を1製品として届け出る場合は、色番号、色名、香名等の色又は香りの識別に関する部分を除くものをいう。)に記載すること。

(b) 異なった処方製品の同一の販売名は使用しないこと(ただし、シリーズ商品は除く。)。性状が著しく異なる範囲での配合成分の増減等については、製造販売上又は使用上の混乱が生じないならば、同一販売名を使用しても差し支えないこと。

(c) その他、次の点に留意すること。

(ア) 既存の医薬品及び医薬部外品と同一の名称は用いないこと。

(イ) 虚偽・誇大な名称あるいは誤解を招くおそれのある名称は用いないこと。

(ウ) 配合されている成分のうち、特定の成分名称を名称に用いないこと。

(エ) ローマ字のみの名称は用いないこと。

(オ) アルファベット、数字、記号等はできるだけ少なくすること。

(カ) 剤型と異なる名称を用いないこと。

(キ) 他社が商標権を有することが明白な名称を用いないこと。

(ク) 化粧品の表示に関する公正競争規約に抵触するものを用いないこと。

上記により、化粧品の製造販売の届出をします。

平成 年 月 日

住所 宮城県仙台市青葉区本町×丁目×番×号

氏名 □□商事株式会社
代表取締役社長 △△ △△

宮城県知事 殿

担当者名 _____
電話番号 _____
FAX番号 _____

「製造販売する品目の製造所」及び「原薬の製造所」欄に製造業許可を受けた製造所並びに規則様式第115により届け出た外国製造販売業者又は外国製造業者をすべて記載すること。

- ・ 製品又は原料を輸入する場合にはその旨を記載すること。
- ・ シリーズ商品を1製品として届け出る場合には、「シリーズ」と記載すること。
- ・ 輸入品にあっては、輸入先における販売名を記載すること。

法人の場合は(法人の登記簿謄本に記載のある)主たる事務所の所在地を明記する。

(注意)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 この届書は、正副2通提出すること。
- 3 字は、墨、インク等を用い、楷(かい)書ではつきりと書くこと。
- 4 製造販売業の許可の種類欄には、法第12条第1項に掲げる許可の種類のうち該当するもの又は薬局製造販売医薬品製造販売業許可と記載すること。